

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年五月十五日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第三十四号

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則  
東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成十二年三月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「四人」を「五人」に改め、同条第三号中「八人」を「七人」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年五月二十二日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第三十五号

東京都北区保健所長委任規則の一部を改正する規則

東京都北区保健所長委任規則（昭和五十年四月東京都北区規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号イ中「同条第八項」を「同条第十項」に、「同条第六項」を「第八項」に改め、同号タ及びネ中「協議会」を「感染症診査協議会」に改め、同号ナ中「感染症の診査に関する協議会」を「感染症診査協議会」に改め、同号ミ中「協議会」を「感染症診査協議会」に改め、同号モ中「第四十四条の七第三項」を「第四十四条の十一第三項」に改め、同号セ中「第四十四条の七第三項」を「第四十四条の六第一項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年五月二十二日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第三十六号

東京都北区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都北区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成十一年三月東京都北区規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に、「第四十四条の七第一項」を「第四十四条の十一第一項」に改める。

第一条の四中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に、「第四十四条の七第三項」を「第四十四条の十一第三項」に改める。

第二条から第九条まで、第十条第一項及び第五項並びに第十九条第一項中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に改める。

別記第九号様式の二及び第二十号様式の二中「~~海~~」を「~~海~~」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区感染症の予防及び感

感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則別記第九号様式の二及び第二十号様式の二の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年五月三十日

東京都北区長

山田加奈子



東京都北区規則第三十七号

東京都北区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区国民健康保険条例施行規則（昭和五十七年七月東京都北区規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

付則第四項中「令和五年二月二十八日」を「令和六年二月二十九日」に改める。

付則第七項中「次に掲げる保険料」を「令和四年度相当分の保険料であつて、令和四年度末に被保険者の資格を取得したこと等により、納期限が令和五年四月一日から同年十一月三十日までの間に属するもの」に改め、同項各号を削る。

付則第八項中「前項各号に掲げる」を「前項に規定する」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都北区国民健康保険条例施行規則付則第四項の規定は、令和五年三月一日から適用する。